

グループホームふれあい
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護利用

契 約 書

社会福祉法人つつじ会

利用者_____（以下、「利用者」という）と、
事業者 社会福祉法人つづじ会（以下、「事業者」という）は、事業者が開設運営する事業所 グループホームふれあい（以下、「事業所」という）において、事業者が提供する介護予防認知症共同生活介護サービス及び認知症対応型共同生活介護サービス（以下、「サービス」という）を利用するにあたり、下記の通り契約を締結いたします。

第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法及び関係法令等（以下「法令等」という）の定めるところにより、利用者に対し、この契約の定めるところに従い、指定を受けた当該事業所において、家庭的な環境のもと、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供すると共に、利用者及び利用者の身元引受人（以下、「身元引受人」という）が、事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて、取り決めるることを本契約の目的とします。

第2条（契約期間と更新）

1. この利用の契約期間は、契約締結の日から要支援2から要介護認定の有効期間（以下、「認定有効期間」という）の満了日とします。但し、利用者の身元引受人、または連帯保証人に変更があった場合、及び本契約書の改定が行われた場合は新たに契約を締結するものとします。
2. 契約満了日の1ヶ月以上の前までに、利用者から契約解除の申し出がない場合、この契約は自動更新され以降も同様とします。
3. 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の認定有効期間の満了日とします。ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、認定有効期間の満了日が更新された場合、変更後の認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

第3条（契約の終了）

次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は終了します。

- 1.要介護認定において、利用者が自立もしくは要支援1と認定された場合。
- 2.利用者が死亡した場合。
- 3.利用者が第4条に基づき解除を通告し、予告期間が満了した日。
- 4.事業者が第5条に基づき解除を通告し、予告期間が満了した日。
- 5.利用者が病気の治療等その他のため1ヶ月を越える期間、事業所を離れることが決まり、その移転先が受け入れ可能になったとき、または、事業所を離れた期間が結果的に1ヶ月を超えることとなったとき。ただし、事業者と利用者、利用者の家族及び身元引受人との話し合いによる場合はこの限りではありません。

第4条（利用者からの契約解除）

利用者は事業者に対し、いつでも1ヶ月の予告期間においてこの契約を解除することができます。

第5条（事業者からの契約解除）

事業者は利用者に対し、次の各号に該当する場合においては、1ヶ月の予告期間において、この契約を解除することができます。

1. 正当な理由なく別紙に定める利用料その他の自己の支払うべき費用を6ヶ月以上滞納し、その支払いを催促したにもかかわらず、30日以内に支払わない場合。
2. 感染性疾患により他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつその必要があるとき。
3. 利用者の病状心身状態が著しく悪化し、事業所での適切なサービスの提供を超えると判断される場合。
4. 利用者の行動が他の利用者の生活または健康安全に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができない場合。
5. 利用者が事業者及び他の利用者や従業員に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は、反社会的行為を行った場合。
6. 天災、災害、施設、設備の故障、その他やむを得ない理由により、事業所を利用させることができなくなつた場合。

第6条（認知症対応型共同生活介護計画等の作成）

1. 事業者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、介護従業者と協議の上、援助目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した介護予防認知症対応型共同生活介護計画及び認知症対応型共同生活介護計画（以下、「介護計画」という）を速やかに作成します。なお、その作成にあたっては、多様な活動の確保に努めます。
2. 事業者は、介護計画作成後においても、介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画内容を変更します。
3. 利用者は事業者に対し、いつでも介護計画の内容を変更するよう申し出ることができます。この場合、事業者は、明らかに変更の必要のないとき、及び利用者の不利益となる場合を除き、利用者の希望に添うように介護計画の変更を行います。
4. 事業者は、介護計画書を作成し、また、介護計画書を変更した場合には、利用者及び利用者の家族に対し、その計画書の内容を説明し、同意を得てこれを交付いたします。

第7条（介護サービスの提供）

1. 事業者は、前条により作成される介護計画書に基づき本状のとおり各種サービスを誠

意をもって提供し、サービスの提供にあたっては、利用者及びその家族に対して、同サービスの内容を説明します。なお、各種サービスの内容は別紙の「重要事項説明書」のとおりです。

2. 事業者は、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体拘束等で利用者の行動を制限しません。
3. 事業者は、保健医療サービス、または福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めその利用者の利用状況等を把握するようにします。

第 8 条（居室の利用）

事業者は利用者に対し、居室の利用について個室を 1 人 1 室提供します。

第 9 条（相談及び援助）

事業者は、常に利用者的心身の状況、そのおかれている環境等の的確な把握に努め、利用者及び利用者に関するその家族の心配事や悩みについて相談を受けます。

第 10 条（金銭等の管理）

1. 事業者は、利用者の現金及び預貯金等の貴重品に関しては原則として管理しません。また、財産の管理運用についてもこれを行いません。
2. 事業者は、前項の規程にかかわらず、各号のいずれにも該当する場合は、金銭の管理をすることがあります。
 - ① 日常生活に必要な金銭の保守管理
 - ② 利用者の小口現金は上限 2 万円とさせて頂きます。

第 11 条（利用料等の支払い）

1. 利用者は事業者に対し、介護計画書に基づき事業者が提供する各種介護保険給付サービス利用料並びに、各種介護保険給付外サービスについて、別紙「重要事項説明書」に記載のとおり利用料を支払います。
2. 事業者は、利用者が支払うべきサービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として市町村より支給を受ける額の限度において、利用者に代わって市町村より支払いを受けます（以下法定代理受理サービス）。
3. 事業者は、利用者に対し、清算を月末締めとし翌月 10 日以降、当月の利用料等の請求書を送付します。請求書には利用者が利用した各種サービス毎の利用回数、利用単位の内訳の区別を明記します。
4. 利用者は事業者に対し、当月の利用料等を請求後 2 週間以内に支払います。支払いの方法は口座振替と指定銀行口座への振込みの方法によります。

第12条 (利用料及びその変更)

1. 利用料金のうち関係法令に基づいて定められたものが、契約期間中に変更になった場合、関係法令に従い改定後の利用料金が適用されます。その際には、事業者は入居者に事前に説明します。
2. 前条第1項に定める利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合や経済状況の著しい変化やその他のやむを得ない事由がある場合、事業者は利用者に対して、変更を行う日の1か月前までに説明をしたうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更できるものとします。
3. 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第13条 (介護サービスの記録)

1. 事業者は、利用者に対するサービスの提供に際し、作成した記録書類を、完了日から5年間保存します。
2. 利用者または利用者の家族は事業者に対し、いつまでも前項の記録の閲覧・謄写を求めることができます。ただし、謄写に対して、事業者は利用者または利用者の家族に対して、実費相当額を請求することができます。

第14条 (損害賠償)

1. 事業者は、利用者に対するサービスの提供に当たって、事業者の責に帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合、事業者は利用者に対して、その損害を賠償するものとします。
2. 利用者の責に帰す事由によって、事業者が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は事業者に対して、その損害を賠償するものとします。

第15条 (緊急時の対応)

1. 事業者は、利用者が病気または怪我により治療等が必要になった場合、その他必要な場合は、利用者の主治医または事業者の協力医療機関において速やかに必要な治療等が受けられるよう必要な措置をします。
2. 事業者は、利用者が急に身体等の具合が悪くなった場合には、主治医と連絡をとり、協力医療機関等での救急治療、あるいは救急入院が受けられるようになります。

第16条 (身元引受人)

1. 事業者は利用者に対し、身元引受人を求めます。但し、社会通念上、身元引受人を立てることができない相当の理由が求められる場合には、その限りではありません。
2. 身元引受人は、この契約に基づく利用者の事業者に対する一切の債務につき、利用者

と連携して履行する責任を負います。

3. 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するよう事業者に協力します。
 - ② 契約解除または終了の場合、あらかじめ退居先が決まっている場合を除き、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切かつ必要な援助をします。
 - ③ 利用者が死亡した場合の本人及び遺留金品の処理その他必要な措置を講じます。

第17条（秘密保持）

1. 事業者及び従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対する介護サービスの提供に際して知り得た利用者、利用者の家族及び身元引受人の秘密を漏らしません。
2. 事業者は従業員が退職後、就業中に業務上知り得た利用者、利用者の家族及び身元引受人の秘密を正当な理由なく漏らしません。
3. 事業者は、利用者の家族からあらかじめ同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

第18条（苦情解決）

1. 利用者または身元引受人は、提供されたサービスに苦情がある場合、いつでも事業者または第三者委員に対し、苦情を申し立てることができます。その場合、事業者は迅速適切に対処し、サービスの向上改善に努めます。
2. 利用者は、法令等に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情を申し立てるることができます。
 - ・石巻市介護福祉課
電話番号 0225-23-4865
 - ・宮城県国民健康保険団体連合会
電話番号 022-222-7700
3. 事業者は、利用者が苦情申し立てを行った場合、これを理由として利用者に対して不利益が生じることはありません。

第19条（身体拘束・虐待防止について）

当事業所は、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等で利用者の行動を制限いたしません。

身体拘束廃止、虐待の防止のための対策を検討する委員会(担当者を設置)を定期的に開催し、全職員への周知徹底を図ります。また、身体拘束廃止・虐待を防止するための研修・勉強会を定期的に開催します。

第20条 (非常防災対策、事業継続計画(感染症や自然災害などの緊急事態発生時について)

当事業所では、次の様な防災設備の設置と、防災訓練等を定期的に実施しています。

- ・防災設備：スプリンクラー設備、火災通報装置、火災報知機、消火器
- ・防災訓練：地震・火災・水害・原発災害・事業継続訓練を行います。

第21条 (契約を定めない事項)

この契約に定めない事項及び疑義がある場合は、法令等の定めるところにより、利用者、事業者及び利用者の身元引受人が協議の上、誠意をもって処理するものといたします。

以上の契約の証として本契約書を2通作成し、利用者、事業者は署名押印の上、各自その1通を保有します。

令和　年　月　日

〈利用本人契約者〉

住所

氏名

印

〈身元引受人〉

住所

氏名

印

〈身元引受人〉

住所

氏名

印

〈事業者〉

住所

宮城県石巻市蛇田字小斎 1 番地 1

法人名及び代表者

社会福祉法人 つつじ会

グループホームふれあい

理事長 土井 一美

印